

みんなでつくる支えあいのまち

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分  
であっても、この地域で生涯安心して住めますように。

認定NPO法人

# 東三河後見センター

行政・社会福祉協議会・専門職・福祉施設などと連携



市民参加の法人後見です。

心優しいボランティアの集まり

ベテラン職員と人生経験豊かな



大切な人を  
守る



定期的な  
訪問や見守り



サービス利用の  
手配



入院、施設入所などの  
お手伝い

## 大切な人の財産管理と身上保護を支援します

設立:2007年2月 事務所:豊川商工会議所3階

正会員:54名/賛助会員:68名/法人賛助会員:5法人 法人後見受任者:116名(累計212名)(2024.1.1現在)

成年後見制度について詳しく知りたい方は、家庭裁判所等発行のパンフレットをご覧ください。

# 成年後見制度はやり方次第でもっと使いやすくなる

## 成年後見制度の現状の問題点

## 東三河後見センターの場合

- 1 親族後見人の割合が低すぎる。  
(2022年末で約19%)



親族後見人に対する支援が少ないので最大の問題です。東三河後見センターは、正会員になっていただいた親族後見人に対し、安心して後見業務を遂行できるよう、必要な支援を行ないます。

(正会員は、入会金5千円、年会費5千円です)

- 2 国の基本計画で改善が指摘されているが、被後見人等と後見人の”相性”が悪く、信頼関係が築けないが、後見人を“変更する”ことが困難なことがある。

多様な経験・資格をもつ多くの市民の参加により、被後見人の特性に合う市民後見人候補者を担当につけることができます。万が一、相性が悪いことが後で分かった場合は、担当を双方の了解のもとで他の人に変えることができます。

- 3 国の基本計画で改善が図られつつあるが、ほとんど本人に面会に来ない後見人がいる。

市民後見人候補者は定年退職した年金生活者が大半です。時間にゆとりがあるので、被後見人等への訪問・面会も必要に応じて、回数を増やすことができます。

- 4 福祉分野以外でも、相続、土地建物の処分、ゴミ屋敷の対策、耕作放棄地の処理、崩れそうな家屋の修理処分等々、後見人等にとって未経験の難しい問題が発生することがある。社会的影響も大きく、後見人は対応に苦慮する。

東三河後見センターはこれまでに210件以上の法人後見を受任し、新たな難しい問題が発生するたびに問題解決のネットワークを広げ、解決の方法を法人内で共有化してきました。ネットワークと実務経験は日々上書きされていて、市民後見人も最新版を利用することができます。

- 5 本人一人では、自分の財産を管理する力がなく、家事や買い物など日常生活の維持や福祉・医療の利用もできない。第三者の後見人をつけたいが、収入が少なく、後見人に対する報酬を支払える見通しがない。

市の福祉課や介護高齢課、社会福祉協議会の成年後見支援センター等と相談して、成年後見利用支援事業を活用しています。



## 市民後見人とは〈東三河後見センターの定義です〉

市民後見人の定義は、最高裁判所を始め、様々な専門職団体などがそれぞれの立場で発表していますが、そもそも市民後見人の活動は歴史が浅く、地域性が強いことから、その定義や活動内容も多彩です。

市民後見人の報酬付与請求を認めるところ、認めないところ。市民後見人という呼称を個人選任の場合に限定しているところ、法人後見の事務担当者まで広げているところ。法人後見の事務担当者であっても、その事務の範囲によって、サポートー、支援員、市民後見人など、呼称も様々です。

そうした中で、東三河後見センターは2012年から東三河独自の「市民参加の法人後見」を実践し、その実践の教訓から市民後見人を次のように定義しています。

※市民後見人養成講座は、およそ10日～13日間くらい、50時間～65時間程度のカリキュラムを基本としており、全カリキュラム出席が修了の条件となっています。

①当法人が実施する市民後見人養成講座、※またはそれと同等の養成講座を修了、②法人後見の事務担当者となることを希望、③当法人の書類・面接審査などに合格、④所定の資料を提出、⑤「市民後見人候補者名簿」(毎年、家庭裁判所に提出)に登録、⑥当法人と「合意書」を交した後、特定の被後見人等の法人後見の事務担当者に当法人から任命され、活動している人を「市民後見人」といいます。年齢、性別は問いません。

専門的な国家資格をもつ市民で、当該職能団体が主催する後見人養成講座又は当法人主催の市民後見人養成講座を修了した方が当法人の「市民後見人候補者名簿」登録を希望する場合も、所定の手続きを経たうえで登録することができます。

# 実際に活動している 市民後見人の皆さんの声

東三河後見センターは法人として116人の成年後見人等を受任しており(2024年1月1日現在)、そのうち47人を23人の市民後見人が担当しています。(69人は職員が担当)紙面の都合で全員の声をお伝えできないのが残念ですが、そのうち9名の市民後見人の声をお届けします。

## 市民後見参加で日々充実



古川 伸(豊川市)

産業機械メーカー出身で社会福祉関係の知識や経験ゼロの私でも専門職員の指導の下、知的障がいの方2名を担当して3年余経過。「今だけ金だけ自分だけ」と真逆な世界に関わっていると心が洗われ澄んでいくように感じられ、充実の日々です。皆さん!市民後見活動に参加してみませんか。

## 成年後見担当業務に携わって9年



北沢 悅子(新城市)

現在、50代女性1名の後見担当をさせていただいております。引越2回、入院、度重なる怪我と、様々ありましたが、それでも、障がいを持たれた方々との関わりを持つて事にやり甲斐を感じております。これからも、手慣れた職員に助けて戴きながらもお手伝いが出来たら幸せと考えております。

## 市民後見人になって10年



村川 賢一(新城市)

市役所を退職した時に、市民後見人講座が開催されることを知りました。退職後、新たな職業につくことを考えておりませんでしたが、何らかの社会活動をしたいとは思っていて、ちょうど自分の気持ちとフィットした感じで、自分の時間を有効活用できるかと思ってこの活動に参加しました。被後見人や関係者と仲良く関係を続けることを心がけています。

## 在宅生活を支えて



鈴木 光子(豊川市)

障がいがあっても自宅で一人暮らしをしたい方の後見を担当しています。いろいろな不安を抱えながら、せいいっぱい頑張ってみえます。生活面、金銭管理等を支援しています。突然的な事が起こり対応に苦慮する事もありますが後見センターの経験豊かな先輩のアドバイスがとても頼りになります。

## 穏やかな表情をみて活動の意義を実感



池田 進(豊川市)

一人暮らしで認知症になり毎日を必死に生きていた方を担当しました。後見人が就くことで安心した暮らしができるようになりました。生活の不安がなくなったことで、それまでの緊張した表情から穏やかな顔になったとき、この活動の意義を実感しました。

## 40年の会社勤務のあとで



彦坂 敏(豊橋市)

40年間生命保険会社の勤務で福祉とは無縁でしたが、東三河後見センターの活動を知り、仲間入り。3年前より知的障がい者2名と精神障がい者1名の後見と、知的障がい者1名の保佐を担当しています。グループホームの入居と精神科病院の入院なので、財産管理が中心。毎週火曜日のミーティング参加で諸先輩の実践例を勉強中です。

## 担当を引き継げるから安心



丸山 智子(豊川市)

「お年寄りも、障がいをもつ方も、みんなが普通にくらせる」そんな社会を願いながら、私の市民後見人活動は9年続きました。しかし体調すぐれず、活動を続けることが難しくなったので、4名の方の担当を辞任せんセンターの職員さんに引き継ぎました。安心して引き継ぐができるのは法人後見の長所ですね。

## 迷ったときに助言をくれるミーティングで学んでます



本多 啓枝(豊川市)

後見を詳しく知りたいと市民後見人養成講座を受講しました。充実した内容を受講でき、多くの人と知り合いました。見守り、寄り添う後見をしたいと思いながら、様々に迷い、悩みます。そんな時、きちんと話を聞き、助言をくれるミーティングがあり、色々学んでいます。

## 4人の高齢者を担当して



三浦 正博(蒲郡市)

私は市役所職員として37年間行政に携わってまいりました。それまでの経験が少しでも役立つかと現在までに4人の高齢者を担当してきました。これからもそれぞれの方のこれまでの人生や生き方、考え方についてを駆け、「尊敬」「思いやり」「信頼」の気持ちを常に念頭に置き、日々勉強させて頂き後見人の任務に励んでいきたいと思っております。

# 後見人等の仕事

〈後見人等への就職(審判確定)から終了(死亡)までの仕事の概要〉

## 就職時報告書の作成

1

後見等の審判が確定してから約1か月の間に、ご本人の資産や収入、支出を点検し、「財産目録」と「本人予算収支表」を作成するのが最初の大きな仕事です。そのために、ご本人の心身や住居の状態、福祉・医療関係の利用状況なども点検し、今後の後見方針をまとめます。ひとり暮らしの認知症高齢者などは、ご自分の財産を把握していない人も多く、後見人の調査により、数百万円が“発掘”されるケースもあります。



2

## 財産管理と身上保護の活動

後見方針に沿って、本人を見守り、心身の状態に配慮しながら、財産管理と生活・療養・看護などに関わるご本人の生活全般が、できるだけご本人の望む形・内容になるよう一つ一つ確認し、手配します。

3

## 突発事故や緊急入院などの緊急事態への対処

「転倒・骨折で手術・入院」、「誤嚥性肺炎で入院」、「毎月赤字で財産がなくなってきた」「きょうだいが亡くなり相続人となったが、多額の負債があるようだ」等々の緊急事態への対処は後見人が一番悩み、苦労する時です。このような時に強みを発揮するのが法人後見です。まわりに相談する人や支援してくれる人が沢山いて、救われます。

4

## 家庭裁判所への定期事務報告

後見人は1年に1回、定期的に家庭裁判所に「事務報告書」を提出するよう義務づけられています。1年間の財産の動きと身上保護の様子を報告しなければなりません。後見人としての活動をきちんと記録している後見人であれば、難しいことは何もありません。東三河後見センターでは、定期報告に併せて「報酬付与の申立て」をします。

5

## ご本人の死亡・後見の終了

ご本人が死亡した時は、しっかりした相続人が近くにいる時は、葬儀、遺品の整理、市役所への届け出などを任せし、その後、預かっている現金、預貯金通帳、証書類等すべてを相続人代表に引き継ぎ、その旨家庭裁判所に報告して任務は終了します。

頼りにできる相続人がおらず、後見人が死亡届、葬儀、収骨、納骨などをやらざるを得ないケースも増えています。入院費や公共料金、社会保険料などの支払いなどを済ませて、残った財産、ご本人からの預り品などを相続人代表者に引継ぎ、家庭裁判所に終了報告を提出してようやく終了です。

# 後見人等ができない仕事も

後見人の仕事は法律行為であり、事実行為ではありません。現行民法のもとではできないことが次の3つあります。

①医療同意

②身元保証人・身元引受人・連帯保証人など

③養子縁組、結婚、離婚など一身専属的な行為

実際に介護したり、車に乗せて通院したり、買い物に同行したりすることを事実行為と言います。事実行為は後見人の業務ではありませんが、法的に禁止さ

れているわけでもありません。手配をする時間がなかつたり、使える財産が少なかつたりする悩ましいケースもたくさんあります。東三河後見センターは、市民後見人のボランティア精神を大切にしていますが、独善的な支援に陥らないように、チームで支援できるよう心がけています。



# 認定NPO法人東三河後見センターの概要

## 経過

- 2006年5月 ●市民団体「後見制度を考える会」総会で法人後見ができる法人の設立方針を決定
- 2007年2月 ●法人設立  
9月 ●第1回市民活動委員会開催。その後5年間にわたり継続開催
- 2009年7月 ●国税庁から認定NPO法人に認定される
- 2010年度 ●市民後見人養成とサポートシステム構築事業を実施(独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業)
- 2011年度 ●厚労省の市民後見推進事業に選ばれ、豊川市から委託を受けて実施、市民後見人候補者名簿に18名を登録、2012年から市民後見人の活動開始
- 2013年度 ●市民後見東三河モデルの作成と実践事業を実施(独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業)
- 2016年度 ●豊川市主催の市民後見人養成講座を企画・実施 33名受講、30名修了
- 2020年~21年 ●年賀寄付金助成事業による「市民後見人活動の手引き(東三河版)」400部発行  
●市民後見人養成講座の企画・運営 18名受講、13名修了
- 2022年~23年 ●新城市主催の新城市市民後見人養成講座を企画・実施 33名受講、30名修了

## 東三河後見センターの目的と事業

### 目的 定款第3条

この法人は、高齢者・障がい者に対して権利擁護に関する事業を行ない、東三河における成年後見制度利用の促進を図り、高齢者・障がい者の権利と利益を守り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動の種類 定款第4条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | ⑤ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動                     |
| ② 社会教育の推進を図る活動      | ⑥ 消費者の保護を図る活動                           |
| ③ まちづくりの推進を図る活動     | ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| ④ 地域安全活動            |   |

### 事業 定款第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| ① 成年後見人等の受任(任意後見を含む)       | ⑥ 成年後見制度等の普及・啓発        |
| ② 契約に基づく見守り、代理等の提供         | ⑦ 市民後見人の養成・支援・指導       |
| ③ 後見、保佐、補助監督人及び任意後見監督人への就任 | ⑧ 成年後見関係機関との連携・協働      |
| ④ 成年後見制度利用等の相談支援           | ⑨ その他法人の趣旨に合致する範囲の付帯事業 |
| ⑤ 本人及び親族等の意志に基づく葬送等の執行     |                        |

# NPO法人、認定NPO法人って何?

わが国では、特定非営利活動促進法に基づく法人を特定非営利活動法人といい、英語のNon Profit Organizationの頭文字をとってNPO法人と略称しています。NPOはもともと、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う非政府・民間の非営利活動組織のことです。非営利とは、活動の結果、利益が発生したとしても、その利益を関係者で配分せずに、本来の社会貢献活動に再投資することを意味しています。(通常の職員の給与や活動費用を支払うことは認められています)

NPO法人の中でも、「公益性が高く、運営と管理が適切で、多くの市民に支えられてい

る法人」と所轄庁から認定を受けた法人を認定NPO法人といい、該当法人に寄附をした場合、税制の優遇措置があります。

東三河後見センターは愛知県から認定NPO法人と認定されていますので、東三河後見センターに寄附をした場合(東三河後見センターの場合は賛助会員の年会費も寄附とみなされます)、確定申告をすることで、次のような優遇措置があります。

個人が寄附をした場合は、税額(国税)の計算において、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

**【税額控除の場合の算式】**(寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40% = 税額控除額

個人住民税も次の算式のように税額控除を受けることができます。

**【算式】**(寄附金額の合計額 - 2千円) × 10% = 税額控除額

## 会員と寄附金の募集

**正会員** 個人 入会金5千円、年会費5千円／法人 年会費2万円、入会金無し

**賛助会員** 東三河後見センターの活動に賛同する個人と法人、入会金無し

年会費●個人 3千円／法人 1万円

**寄附金** 東三河後見センターの貴重な財源です。恐れ入りますが、3千円以上でお願いします。

※会員入会、寄附をご希望の方は、恐れ入りますが、下記「認定NPO法人東三河後見センター」まで名前、ご住所を添えてご連絡ください。折り返し払込取扱票をお送りさせていただきます。

※正会員、賛助会員、寄附していたいただいた方にはすべて、該当年度中、東三河後見センターの会報(年度4回発行)をお送りさせていただきます。

●振込口座のご案内 ゆうちょ銀行 二一八支店

口座番号 4661400／普通／名義人 特定非営利活動法人 東三河後見センター

いつでも  
できます!

## 認定NPO法人 東三河後見センター

〒442-0033 豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階

TEL ● 0533-80-2707

FAX ● 0533-80-2708

H P ● <http://higashimikawakouken.or.jp>

mail ● [info@higashimikawakouken.or.jp](mailto:info@higashimikawakouken.or.jp)



【営業日】月曜日～金曜日 【営業時間】午前9時～午後5時30分

【電話相談受付時間】午前9時～午後0時、午後1時～午後4時

【休業日】土、日曜日、祝日、お盆、年末年始

※お急ぎの場合は、営業時間外、休業日にも業務を行います。

※来所される前にお電話で予約下さい。



※商工会議所の駐車場が空いていないときは、隣の立体駐車場をご利用ください。